

■市民の皆様からいただいた「市長への手紙」に対する回答の内容をまとめました。

○対象となった市長への手紙 : 8件 (ただし、匿名等で回答していない市長への手紙は除く。)
 うち回答済みの件数 : 8件
 うち回答作成中の件数 : 0件
 ○対象とならなかった市長への手紙 : 13件 (匿名、回答不要、市政に直接関係のない内容のもの。)

■回答したもの (受付年月 令和3年1月分)

対応状況凡例 : ○=手紙の内容に応じて対応済
 △=手紙の内容を検討中
 ×=手紙の内容に対応できない

NO.	種別	件名	要旨	対応		所管課
				内容	状況	
1	メール	成人式に関して	はじめまして。島田市在住の〇〇と申します。市長に質問があります。コロナで成人式が開催中止になったのはとても残念です。開催が難しいと判断された気持ちもわかりますが消防団出初め式が400人規模で開催され成人式が中止の意味がわかりません。どのような理由があってOK、NGを決められたのですか？出初め式の式典写真を見て、なぜ成人式が中止になったのか納得がいきません。ご意見頂ければ有難いです。	令和3年成人式につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を講じた上で、昨年12月中旬までは、午前と午後の2回に分散して開催することとして準備を進めてまいりました。しかし、その後、12月の全国的な感染拡大や県からの開催方法の再考の要請、さらに、感染拡大地域における医療提供体制の逼迫状況やそれらの地域から帰省する出席者もいること等を踏まえ、感染リスクを極力減らすことを第一に考えた結果、規模を大幅に縮小した新成人の代表者のみの参加とし、式典の様子をライブ配信する方式に変更することといたしました。 新成人の皆様やその御家族、関係者の皆様の健康と安全を最優先に考慮した、苦渋の決断であることを御理解いただきたいと思えます。 〇〇様から御指摘のありました消防団出初式につきましては、参加する消防団員は特定された地域からの参加者であることが、まず、成人式参加者との違いがあり、さらに消防団との協議の中で、出席する来賓や団員数の削減や会場内の座席間の距離、受付時の検温や消毒等で感染拡大防止の対策を最大限に講じた上で実施しました。 なお、新聞記事で「出初式に関係者400人出席」とありましたが、正確には、230人の誤りであり、後日、新聞社より訂正とお詫びがありましたことを申し添えます。	○	社会教育課 36-7963 危機管理課 36-7320
2	メール	旧市民病院の利用	5月に新市民病院が開業し、旧市民病院の建物が不要になりますが、その後の利用はどのように	新病院建設事業は、現病院敷地内で全体計画を策定し、工事を進めています。現在病院の建物がほぼ	×	病院総務課 35-2111

		について	<p>なるのでしょうか？もちろん解体することになるのですが、今の新型コロナウイルス感染症が蔓延しつつあり、今後の病院体制に一抹の不安を感じます。こんなことが出来るのかどうかわかりませんが、解体を一年ぐらい先送りして、その間、新型コロナウイルス感染症の専用病院として利用することは出来ないでしょうか？もちろん島田市が管理をするのではなく、県や国に貸し出す方向で、費用面は市税を使うことなく運営出来ればいいし、あわよくば賃貸料を貰う算段もありかと思えます。逼迫しているのは、病床数だけでなく、医療従事者の不足は解消するとは思いますが、専用化することにより、業務の効率化も出来る可能性もあります。あるものを利用して、この国難を解消出来れば、と思えます。</p> <p>人が集まれば、物が動き、経済も回る。島田の経済も活発になると良いですね。</p>	<p>完成し、令和3年5月に現病院から新病院に移転をする予定です。</p> <p>その後、現救急棟の改修を行い、新たに透析センターとして整備しますが、現病院建屋は、救急棟改修中の一時的な機能代替や新病院へのアクセス確保などのため一部を使用した後、令和3年9月頃から解体を行う予定となっています。解体後の敷地は、新病院の駐車場や構内道路として整備を行い、併せて実施する病院周辺道路の整備を経て、令和4年9月にランドオープン運びとなっております。</p> <p>このように、新病院の機能は、現病院建屋の解体を前提として全体が成立する計画となっており、新病院開院後に現病院建屋を残すことは、都市計画法や建築基準法等の規定に抵触するほか、様々な契約の見直しや追加経費の発生など、全体計画に支障をきたすことから、現時点では考えておりません。</p> <p>また、ベッドなどの備品や医療機器などについてもほとんどが新病院へ移設される予定であり、現病院建屋を病院施設として継続使用するためには、新たに医療機器、各種備品類の整備、浄化槽などの設備の整備などが必要となります。そして何より医療スタッフの確保が大きな課題となります。</p> <p>このように、現病院建屋の継続使用には多くの課題が見込まれますが、今後の更なる感染拡大により、国や県から要請があった場合には、新病院建設事業の進捗状況に応じ、できうる限りの対応をしてみたいと考えております。</p>		
3	メール	田代の郷（島田ゆめ・みらいパーク）の利用について	<p><<電話での概要>> スポーツ振興課施設係 Q. 年末年始の休園はなぜ？ A. 問合せを頂いている件ですね。もうすぐ、回答しようとしていました。理由は、①利用者の安全を図るため、②施設が森の中にあるため、動物のフン等管理者が清掃するため。 Q. パークにはフェンスを設置していますが、何のため？ A. 子供が芝生の方に出て行って危ないから。 Q. 保護者など、利用者が責任持てばいいことではないですか？「利用者の安全を図る」とは、どこまで管理者が責任を負うのですか？ A. . . .</p>	<p>〇〇様が職員の対応について不快な思いをされたことにつきまして、深くお詫び申し上げます。</p> <p>「島田ゆめ・みらいパーク」は、現状においては市の業務委託運営施設として、以下の理由により管理人の常駐を前提とした施設であり、年末年始は管理人の常駐を計画していなかったため、当期間の運営を行いませんでした。</p> <p>管理人の常駐が必要な理由は二つあります。まずは、「ワシタカ等野生動物保護」のためです。施設周辺には、施設設置以前からワシタカをはじめ、様々な野生動物が生息しています。施設の設置に当たっては、野生動物の生息に配慮することが法令上求められておりました。さらに、「島田ゆめ・みらいパーク」への来場者等による火気の使用や大</p>	△	スポーツ振興課 36-7223

			<p>Q. 近隣市町（藤枝：南北の公園・掛川：22世紀の丘公園）の公園はいつでも使える状態になっている。多額の投資をして作った公園であるから、市民がいつでも使えるようにしてもらえないか？</p> <p>A. （利用者の安全と動物のフンの清掃を答えるのみ。）</p> <p>Q. ホームページでは、パークの全体写真のみ掲載されているが、個々の遊具についても掲載してもらえないか？</p> <p>A.</p> <p>Q. では、市長への手紙で再度、問い合わせします。</p> <p>A. それでお願いします。（ガチャッ）と、電話を一方向的に切られた。</p> <p>ホームページへの遊具の紹介掲載と、メールで問い合わせしているので、メール等の文書で回答を確実にお願いしようとしたが.（※内容について疑念があれば、本人にご確認願います。）</p> <p>島田ゆめ・みらいパークは、いくら良いものでも使えなかったり、使わなかったりでは設置した意味がないと考えます。自然に配慮しパークに照明器具はつけられないと聞いているので、昼間のみ、利用者責任で利用する。本年4月からの指定管理者は遊具の経年劣化等の安全点検と動物のフン（野生動物？）等の汚損清掃を行う。（利用可能状態の保持）また、利用条件があるなら建設計画当初から公表すべきではなかったかと考えます。島田ゆめ・みらいパークは市民みんなの「公園」であるから、オープン状態で、市民がいつでも使えるようにして頂けませんか。また、問合せに対しての対応方法にも不快感を覚えました。</p>	<p>きな音を立てるなどの行為は、野生動物の生態系に悪影響を及ぼします。そのため、施設内でこれらの行為などが行われていないか確認する管理人の業務は必要不可欠です。</p> <p>次に、「来場者の安全・安心」のためです。当施設には市内の公園とは違い、大型複合遊具が設置されており、管理人によるこれらの遊具の点検が日々必要となっています。また、当施設を安全に利用していただくための対策も必要であり、本来の利用方法とは異なる使い方をする来場者には声掛けを実施し、安全に施設を御利用いただいております。</p> <p>当施設は、令和3年4月1日から指定管理者制度による管理に移行します。今回、当施設の年末年始の利用について御意見をいただきましたので、今後の年末年始の運営については、指定管理者と協議を行ってまいります。</p> <p>また、御要望がありました当施設の個々の遊具の写真の掲載につきましては、市ホームページへ掲載し、紹介させていただきます。</p> <p>今後とも、市民の皆様をはじめとした利用者の皆さまが、田代の郷多目的スポーツ・レクリエーション広場「島田ゆめ・みらいパーク」を安全・安心に利用していただき、楽しむことができる施設にして参ります。</p>		
4	手紙	ゴミ箱について	<p>SL公園にごみ箱を置いてください。理由：SL公園でたくさんごみがおちていて拾ったけどするところがなかった。</p>	<p>お住まいから、中央小公園（通称SL公園）に遊びに来ていただき、ありがとうございます。そして、ごみも拾ってくれたことに、大変感銘を受けました。</p> <p>SL公園はとても人気があり、多くの人が遊びに来てくれる公園ですが、残念なことに、ごみを捨てる人もいます。</p> <p>市内には、SL公園の他にもたくさんの公園がありますが、どの公園にもごみ箱は置いてありません。</p>	×	建設課 36-7187

				<p>それは、島田市では「ごみのない美しいまちづくり」を目的としていることからです。</p> <p>ごみ箱を置くと、公園を利用者する人以外の人達も、ごみを捨ててしまうことから公園などには、ごみ箱は置かないようにしています。公園で、お弁当やお菓子などを食べても、出たごみについては、持ち帰りをお願いしています。</p> <p>公園係では毎週月曜日に、SLに落書きされていないかなどの点検・清掃を行っています。SLの横にある看板の裏側に、ごみを捨てないようお願いする張り紙を標示しました。また、SL公園に遊びに行ったら見てください。</p>		
5	メール	島田市〇〇計画策定を市独自で	<p>島田市には〇〇計画が数多くあります。しかし、その計画策定についてはプロポーザル等の業務委託に依存していると思われる。</p> <p>その中であって現在は、第2次島田市総合計画後期基本計画策定に向けて独自で計画策定を進めています。</p> <p>計画の中身は島田市行政が一番よく知っていますので、「市の計画は島田市独自で策定する」を基本に考え、効率よく計画策定が独自でできる『組織づくり』を総合計画後期基本計画に盛り込むなどして、組織づくりを長期計画でも良いので検討していただけないでしょうか。</p> <p>概要は、計画策定の共通する基本部を担当する組織をつくり、各計画策定にあたっては関係部門すべてを巻き込んだプロジェクトチームを結成し策定作業を進める。</p> <p>今までも行われた検討委員会等は従来通り実施する。</p> <p>策定作業進行においては、段階的に情報公開して市民が早期に意見を言える環境づくりを行う。</p> <p>独自での計画策定に少しでも行動を起こさないと、島田市は変わらないと思います。</p>	<p>島田市では様々な計画を策定しており、今年度は第2次総合計画後期基本計画や第9次高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画、地域福祉計画・地域福祉行動計画、立地適正化計画などを策定しているところです。</p> <p>その多くで専門業者に業務委託しておりますが、計画策定作業すべてを任せているわけではありません。</p> <p>業務委託はあくまで策定支援であり、計画骨格部については、市の実情を把握する市職員主導で固める作業を進めています。専門業者は主に関連データの分析や冊子の体裁を整えるといった、行政が不得手とする分野を担っています。</p> <p>現在策定を進めている第2次総合計画後期基本計画は、基本的なスタンスとして市の職員で作業しています。ただし、見通しが難しいコロナ禍における地域経済の分析と最終的な製本作業となるデザイン・印刷についてのみ、できるだけ価格を抑えながら別途発注する予定であります。</p> <p>また、平成30年に策定した国土強靱化計画地域計画は、100%市の職員の力でつくりあげました。</p> <p>このように「市の計画は独自で策定する」という方向性は持っています。ただし、職員の能力向上、あるいは企画部門の体制強化といった課題もあります。</p> <p>一方で、ワークショップやアンケートの内容が庁内で情報共有され、他の計画策定に生かされる状況がみえてきました。一部ではありますが、計画策定作業の連携、効率化が進んだものと思っています。</p>	△	戦略推進課 36-7120

				<p>現時点において、計画策定を担う専門の組織づくりの設置は難しいところですが、各所属の情報共有を図り、組織的に対応できる仕組みについて検討していきます。</p> <p>策定する計画に対して市民の皆様が関心を寄せ、共にまちづくりを進めていく気運につなげることが重要です。そのため、ワークショップやタウンミーティング、アンケート、パブリックコメントといった手法をPRしていくほか、審議会等の会議録を速やかに公開し、広く市民の皆様の意見を収集していく必要があります。</p> <p>今後もぜひとも、忌憚のない御意見をお寄せいただければと存じます。</p>		
6	メール	「五和駅前」交差点に信号機を設置していただきたいです	<p>大井川鐵道合格駅前の「五和駅前」交差点について、国道 473 号線方向（大井川鐵道に沿った方向）には車両用信号機がある一方で、県道 81 号線方向（五和郵便局の前を通り大代へ向かう方向）には歩行者用信号機しかありません。</p> <p>そのような中、KADODE OOIGAWA のオープンも影響してか、国道方向の交通量が以前より増加し、県道 81 号線方向から国道方向に曲がる、特に右折するタイミングが少なくなり、結果として県道方向の渋滞が発生することが増えました。どうしても国道方向の交通が途切れないときは、一度車から降りて、歩行者用信号機の押しボタンを押してから曲がるようにしており、不便なものに加え、危険を感じております。</p> <p>そこでなのですが、県道方向にも車両用信号機を設置していただけないでしょうか。感応式信号機でもかまいませんので、ご検討いただけると幸いです。大代方面から国道 473 号線へのアクセス向上も見込めるのではないかと考えています。</p>	<p>信号機につきましては、静岡県公安委員会が所管しており、市では直接対応することができませんので、管轄である島田警察署へ〇〇様の御意見をお伝えしました。</p> <p>現在、国道473号線の4車線化に伴い、大井川鐵道合格駅前の交差点周辺では道路の改良工事が行われております。</p> <p>島田警察署によりますと、当該交差点は4面に信号機を設置する計画があり、道路の整備状況に合わせ、対応を進めていくとのことでした。</p> <p>〇〇様から御要望をいただきました県道側の信号機につきましては、設置に向けて、島田警察署と関係機関等との協議が進められておりますので、御理解くださいますようお願いいたします。</p>	×	生活安心課 36-7144
7	メール	健康増進法に伴う敷地内禁煙につきまして	<p>失礼申し上げます。夢づくり会館近隣の者です。コロナ渦で施設利用が少なくなりましたが、今年に入り2～3度会合があったようです。昨年施行されました施設内禁煙の為に隣接地での喫煙が行われております。窓を開けていると煙草の煙が進入して迷惑しています。健康増進法の下に喫煙者を追い出して近隣に迷惑を掛けるようなら、敷地内に喫煙スペースを作ってそちらで喫煙させて下さい。施設職員に話を聞いたところ「施設内</p>	<p>このたびは、金谷生きがいセンター利用者の路上喫煙及び職員の発言により〇〇様に不快な思いをさせてしまい、大変申し訳なく感じております。</p> <p>市としましては、令和2年の改正健康増進法の施行に基づき、「受動喫煙防止対策指針」を策定し、市内の全公共施設敷地内を禁煙とし、併せて市民等の喫煙マナーや周辺環境への配慮について、市民等への周知を図ってまいりました。</p> <p>今回、〇〇様からの御指摘により、その趣旨を十</p>	○	社会教育課 36-7966

			<p>で禁煙、施設外でも禁煙と厳しくすると利用者が減って困る」との話が出ました。市は施設利用者を確保する為なら近隣への迷惑は構わないとの姿勢なのでしょうか？日頃の姿勢が、ちょっとした会話に出たとしか考えられません。責任あるご回答とご対応をお願い申し上げます。</p>	<p>分理解していない施設職員の対応や施設の管理に対して早速担当者に注意するとともに、施設利用者への周知徹底を図るための対策を指示しました。</p> <p>引き続き、施設利用者へ受動喫煙防止について十分な周知を行い、喫煙マナーの定着に努めてまいります。</p>		
8	手紙	桜の木の植え替えについて	<p>私達上志戸呂地区では3ヶ所の桜公園があります。（谷北地区はスポーツ広場）最近道路で取られたり木が古くなったりして往年の現状とはかけはなれています。そこでできれば植え替えをしたいのですが助成してもらえますか？そこで植え替えにあたって新聞で報道されているものをみますと伊豆の河津桜は来場者 200 万人経済効果 200 億円と載っておりました。私は河津桜のようにそめい吉野よりも早い開花の桜を植えて一大観光地にならないかと夢を抱いております。大代川は一級河川ですので堤防には植えられないのでしょうか？出来れば川沿いに植えることが望ましいのですが実現すれば KADODE との相乗効果を確実に期待できると思います。</p>	<p>市の緑化に関する助成につきましては、「公益財団法人静岡県グリーンバンク」による、年2回の定期配布事業を実施しております。</p> <p>この事業は、「静岡県グリーンバンク定期配布事業実施要領」に定められた、事業対象団体（花の会、町内会、子供会等）に、事業対象箇所（地方公共団体が管理する施設や学校、公民館等）において、草花の種子及び球根や緑化木苗木等を配布し、育成管理をお願いしているものです。</p> <p>大代川に桜を植える事について、管理者である静岡県島田土木事務所維持管理課に確認しました。大代川に限らず、堤防へ樹木を植樹した場合、強風で樹木がゆすられ堤防を弱体化する恐れがあることや、出水時に倒木した樹木が流下阻害物となり越水の原因となることがあり、堤防の安全性を損なう恐れがあるため、現在は堤防への植栽は認めていないとのことです。</p>	×	建設課 36-7187